



JQA GAP 認証登録規則

第5版 発行：2023年5月20日 発効：2023年5月20日

一般財団法人 日本品質保証機構
マネジメントシステム部門

【はじめに】

本規則は、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「JQA」という）が運営する JQAGAP 認証登録制度（以下「認証登録制度」という）の詳細を規定するものである。

【適用範囲】

本規則は、認証登録制度により認証を希望する農場・団体（以下「受審農場・団体」という）および第7項に基づき認証された農場・団体（以下「登録農場・団体」という）の下記対象規格に対する適合性審査登録について適用する。

なお、受審農場・団体および登録農場・団体（以下「受審・登録農場・団体」という）は、登録活動範囲に関連農場並びに関連組織が含まれる場合も、当該関連農場並びに関連組織が認証登録契約書等および本規則の適用を受けることについて責任を持つ。

本規則の拠り所となる認定基準等は「参照基準」に示す。なお、本規則以外に一般財団法人 日本 GAP 協会（以下「日本 GAP 協会」という）が発行する GAP 認証に係るその他の文書（ガイドライン、技術レター、細則・規約、品目リスト等）も含め認定基準等の最新版に従う。

【対象規格】

対象規格		略称	認定機関等 ^{注1}
JGAP	JGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物・茶・穀物)	管理点と適合基準	JAB 日本 GAP 協会 GFSI
	JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準		
ASIAGAP	ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物・茶)		
	ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準		

(注1) 認定機関等とは JQA が認証登録制度を運営することを認定、承認している下表の機関をいう。

(注2) JQA が認定機関等より認定を受けている認定分野には一部制限のあるものがある。

(注3) ASIAGAP は JGAP 2016 を包含しているため、適用範囲(品目・生産工程等)が同じであれば申込書類の受領により JGAP を取得することができる。(適用範囲が異なる場合は異なる部分について JGAP に係る審査が必要)
JGAP2022 は ASIAGAP との包含性が完全ではないため、別途 JGAP 2022 単独での審査が必要となる。

JAB	公益財団法人 日本適合性認定協会 (Japan Accreditation Board)
日本 GAP 協会	一般財団法人 日本 GAP 協会 (Japan GAP Foundation)
GFSI	Global Food Safety Initiative

【 認証対象となる範囲 】

・ JGAP

認証基準	工程	内容
青果物	栽培・収穫工程	青果物（園芸作物および水生植物）の栽培から収穫、輸送または出荷するまで
	農産物取扱い工程	収穫後の水洗い、すすぎ、調製、選別、等級付け、包装、保管から出荷するまで
茶	栽培・収穫工程	茶の栽培から摘採 ^(※) 、輸送または出荷するまで（※摘採：茶における収穫のこと）
	農産物取扱い工程	荒茶の調製、加工、保管から出荷するまで
	仕上茶工程	仕上茶の製造、包装、保管および出荷するまで
穀物	栽培・収穫工程	穀類および豆類の栽培から収穫、輸送または出荷するまで
	農産物取扱い工程	収穫後の乾燥、調製、選別、等級付け、包装、保管から出荷するまで
	精米工程	原料玄米の精米、選別、等級付け、包装、保管から出荷するまで

・ ASIAGAP （穀物は、認証対象外）

生産工程		セクター（GFSI 承認コード）		
		青果物	茶	穀物
栽培工程	播種・育苗から収穫前まで	B I（栽培）		B II（栽培）
収穫工程	収穫、圃場での調製・箱詰め・一時保管から農産物取扱い施設への出荷（積込・輸送・引渡し）まで	B I（収穫）		B II（収穫）
農産物取扱い工程	農産物取扱い施設での農産物の受入、保管、洗浄、選別、調製、商品の性状を変えない簡易な切断、乾燥等簡易な加工（荒茶加工含む）、包装、およびこれらの農産物取扱い施設からの出荷（積込・輸送・引渡し）まで	B III（取扱い）		

※ 栽培工程、収穫工程、農産物取扱い工程の組合せで特定するが、上流の工程を除外して適用範囲とすることはできない。例えば、栽培工程および収穫工程を除外して農産物取扱い工程のみを対象とすることはできない。

【 参照基準 】

規格	認定基準名	
JGAP	JGAP 総合規則【農産物】	略称：総合規則
ASIAGAP	ASIAGAP 総合規則	
JGAP/ASIAGAP	適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項 (ISO/IEC 17065 (JIS Q 17065))	
	「認定の基準」についての分野別指針 -GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物一等 (JAB PD365 等)	
	製品認証機関に対する認定の手順 等 (JAB PD200 等)	

目 次

1. 審査登録の申込み	5
2. 申込み内容の確認	5
3. 審査場所・審査報告等および審査チーム	5
4. 安全の確保等	6
5. 初回審査	7
6. 登録の判定	8
7. 登録	8
8. 登録情報等の公表	8
9. 維持審査・更新審査	8
10. 変更審査・移行審査等	9
11. 非通知審査（ASIAGAPのみ該当）	9
12. 登録の一時停止および解除	10
13. 登録の取消し、登録活動範囲の縮小、および登録の取下げ	10
14. 臨時審査	11
15. 特別審査	11
16. 苦情・異議申立て	11
17. 認定機関等の立会いおよび書類等の閲覧等	11
18. 調査の依頼、受審・登録農場・団体からの報告	11
19. 審査料金等	12
20. 他認証機関からの登録の切替え	12
21. 規則の改訂等	12
22. 認証に係る公表	12
付則 1 登録申込みを受理しない事由	13
付則 2 登録一時停止の事由	13
付則 3 登録取消しの事由	13
改訂記録	135

1 審査登録の申込み

- 1.1 審査登録の申込みの際して、受審農場・団体は所定の申込書（以下「申込書類」という）を提出する。また、新規の審査登録の申込みの際しては、JQA との間で審査登録に関する契約および必要に応じてその他の契約（以下「認証登録契約等」という）を締結する。
- 1.2 JQA は、申込みの受理に先立って、第2項による申込み内容の確認を行う。
- 1.3 受理した審査登録の申込みについては、申込み手続き完了に係る通知を受審農場・団体に送付する。
- 1.4 受審農場・団体において付則第1項に定める事項の一つにでも該当する場合、JQA の任意の判断で受審農場・団体の審査登録の申込みを受理しないこと、また一旦受理した審査登録の申込みについてもその受理の取消しをすることができる。
- 1.5 すでに登録された受審農場・団体の登録内容変更の申込みについては、第1.4項を準用する。

2 申込み内容の確認

- 2.1 JQA は初回審査、維持審査、更新審査または登録内容変更の申込みの受理に際し、申込書類の記載内容に基づき下記事項を確認する。主な確認事項は下記による。
 - (1) 審査・認証の種類
 - (2) 審査のタイミング
 - (3) 審査希望時期
 - (4) 指導者名
 - (5) 適合性を審査する基準
 - (6) 審査対象品目
 - (7) 審査を受ける農場・団体の基本情報
 - (8) 圃場情報
 - (9) 農産物取り扱い施設の基本情報
 - (10) 労働者に関する基本情報
 - (11) 審査員の農場入場の条件に関する情報
 - (12) 倉庫・保管庫の情報
 - (13) 外部委託先の情報
 - (14) 内部監査の是正処置完了に対する確認記録
 - (15) 各責任者を明確に記載した文書（組織図、体制図）
 - (16) 団体事務局と農場との役割分担がわかる資料
- 2.2 JQA は申し込み受理後、日本 GAP 協会に申込内容を報告する。
- 2.3 初回審査の場合、日本 GAP 協会は当該受審農場・団体の登録番号を決定し、JQA に連絡する。

3 審査場所・審査報告等および審査チーム

- 3.1 JQA は審査のために受審・登録農場・団体を訪問し、審査登録に必要な施設に立ち入り、農業生産工程管理状況の検証およびその文書・記録等の確認を行う。受審・登録農場・団体は JQA と協議の上、そのために必要な便宜を図る。

NOTE 審査に必要な情報の開示および審査に必要な圃場・施設への立ち入りについて、受審・登録農場・団体の了解が得られない場合には、審査登録手続きを中断することがある。
- 3.2 受審・登録農場・団体は、受審・登録農場・団体に係る当該 GAP 規格または他の規準文書に従って、苦情・外部コミュニケーションおよびこれらに対する是正処置等の記録を保管する。
- 3.3 JQA は審査報告書を作成し、その写しを受審・登録農場・団体に提出する。不適合（改善指摘事項）が検出された場合、改善指摘報告書を作成し、それを審査報告書の一部に含める。
- 3.4 審査報告書の著作権は JQA が保有する。受審・登録農場・団体は、審査報告書を複写することができ、また、これを受審・登録農場・団体の顧客等へ開示することができる。なお、顧客等へ開示する場合、審査報告書の全ての頁をもれなく開示しなければならない。
- 3.5 JQA の審査員は、JQA が審査員として認定し登録した者であり、JQA の所属員の他、JQA が審査に係る業務委託契約を締結した法人、組織および個人の審査員（以下「外部審査員」という）から構成される。JQA は、必要に応じて外部審査員に審査業務を委託することができる。

3.6 JQA は審査のために、次の役割と責任を持った者による審査チームを編成することができる。また、第 3.7 項のオブザーバを含め、JQA は編成した審査チーム員の氏名等の情報について、事前に受審・登録農場・団体に通知し同意を得なくてはならない。

3.6.1 審査チームリーダー

- (1) 審査に関する受審・登録農場・団体との連絡窓口
- (2) 審査計画書の作成と、計画に基づく審査の実施
- (3) 審査チームメンバーの指揮
- (4) 審査報告書の作成
- (5) JQA への審査結果の報告

3.6.2 審査チームメンバー

審査計画書に基づく審査の実施

3.6.3 技術専門家 (SP)

審査チームに特定の知識または専門的技術を提供する者

3.7 JQA は、審査のオブザーバ (審査を実施しない者) として、審査員以外に、下記の者を審査に同行させることがある。

- (1) 認定機関等の認定審査員：JQA の審査が、各種認定基準等に適合しているか審査する
- (2) JQA の監査員：JQA 審査チームが、JQA 手順に基づいて適切な審査を行っているか監査する
- (3) 通訳：適宜、必要な通訳を実施する
- (4) その他、JQA が指定した者

NOTE 第 3.7 項(4)は受審・登録農場・団体の了解を前提とする。

3.8 受審・登録農場・団体のコンサルタント(指導員)および受審・登録農場・団体のオブザーバは審査に同席することはできるが審査員が認めない限り発言はできない。なお、JQA が審査進行に支障があると判断した場合、退席を求めることがある。

NOTE 本規則においてコンサルタントとは、JIS Q 17065 (適合性評価—製品、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に対する要求事項) に定義されるコンサルティングを行う者をいう。コンサルティングは次のいずれかに関与することである。

- a) 認証された又は申請された製品の、設計、製造、据付け、保守又は流通。
- b) 認証された又は申請されたプロセスの、設計、実施、運用又は維持。
- c) 認証された又は申請されたサービスの、設計、実施、提供又は維持。

注記 この規格では、“コンサルティング” という用語は、認証機関、認証機関の要員、認証機関に関連する組織、および認証機関にリンクされた組織の活動に関連して用いられる。

NOTE 本規則において、受審・登録農場・団体のオブザーバとは、受審・登録農場・団体に含まれていない要員を指す。

3.9 審査で用いる言語は、原則として日本語とする。

NOTE 日本語以外で審査を行う場合は、通訳を伴うため、審査工数が増加する場合がある。

4 安全の確保等

4.1 受審・登録農場・団体は、審査において JQA の審査員および第 3.6 項に定める技術専門家等の審査同行者 (以下「審査員等」という) が立入る可能性のある場所について、安全の確保および立入り禁止場所の指示を行う。なお、専ら審査員等の不注意による場合を除き、審査員等が何らかの危害・損害を受けた場合には、JQA は受審・登録農場・団体に対してそれにより JQA が被った損害の賠償を求めることができる。

4.2 受審・登録農場・団体が審査員等の故意または過失により損害を被った場合は、受審・登録農場・団体は JQA に対してその損害の賠償を求めることができる。

5 初回審査

- 5.1 第5.5項によりあらかじめ作成した審査計画に基づき、初回審査を実施する。
なお、受審農場・団体が下記の状態にあり、その状態が解消または解除されていない場合、受審農場・団体との協議を経て審査登録手続を一時延期または中止することができる。
- (1) 法規上の摘発を受けたり、調査対象とされたりしている場合。
 - (2) 当局より納入業者指名停止・営業停止等の処分を受けている場合。
 - (3) 審査対象の事業に係る許認可が取得できていない場合。
 - (4) 重大な事故等の発生により操業不能の状態にある、または当局より操業停止命令を受けている場合。
 - (5) 官公庁等が、安全上の措置から受審農場・団体の所在地またはその周辺を立入禁止区域に指定した場合。

5.2 審査の方式

審査には、受審農場・団体の構造に基づき個別審査と団体審査がある。

個別審査：農場（農産物の生産を実施し、生産される農産物の所有権を保有し、同一の資本・経営の下で生産が行われる経営体で、単一のサイトの場合と複数のサイトの場合がある）を対象とした、基準文書として「農場用 管理点と適合基準」等への適合性を確認する審査。

団体審査：団体（定められた方針・目的の下に複数のサイトが集まり代表者、団体事務局を有する組織）を対象とした、基準文書として「農場用 管理点と適合基準」に加え「団体事務局用 管理点と適合基準」等への適合性を確認する審査。

審査は個別審査もしくは団体審査ごとに、初回審査、維持審査、更新審査の2年サイクルで実施する。また、必要な場合は追加審査（不適合事項の検証）、臨時審査、移行審査、非通知審査を実施する。各審査の目的、条件、期日、頻度については本規則および総合規則に基づき実施する。

5.3 初回審査

初回審査は、認証を受けようとする農場・団体が最初に受ける審査である。この審査により、農場・団体が認証の基準を満たす運営体制を有し、かつ実施しているかを評価する。初回審査では、審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に存在中であることを ASIAGAP では必須とし、JGAP では原則とする。

- 5.3.1 初回審査の日程申込みは、「JQAGAP 認証登録申込書」により申込む。
- 5.3.2 審査は、別途定めた工数により行う。
- 5.3.3 第5.3.1項の日程は、その実施の原則1ヶ月前までに調整し決定する。
- 5.3.4 受審農場・団体は、正当な事由があれば審査チームメンバーの変更を要求できる。

5.4 事前の準備状況確認

JQA は受審農場・団体の情報に基づき、審査を実施するか否かを決定する。

5.5 審査計画

審査チームリーダーは、審査時間、審査場所および各審査員の割当て等を記した審査計画を作成し、受審農場・団体に送付し合意を得る。

5.6 不適合事項への対応

- 5.6.1 不適合事項が検出された場合、受審農場・団体は是正処置報告書を審査終了日から4週間以内に提出し、JQA の同意を得る。
ただし、以下の場合には是正処置の内容を現地で確認するため追加審査を実施する。
 - (1) 審査員より「是正の現地確認必要」の意見があり、JQA がその必要があると判断した場合。
 - (2) 審査結果で必須項目への適合率が70%以下の場合。
- 5.6.2 JQA は次回維持審査または更新審査時に是正処置の実施状況を確認する。
- 5.6.3 重大な不適合事項
重大な不適合事項が検出された場合、受審農場・団体はその是正処置を実施の上、原則30日以内に是正処置報告書を提出する。JQA は是正処置の内容を確認するために特別審査を行い、登録継続の可否の判定を行う。特別審査の結果、第12項に基づき登録の一時停止を行う場合がある。
- 5.6.4 団体認証の審査において、一部のサイトの不適合が団体全体に影響する不適合となる場合、審査の途中でサンプリングサイトを追加することがある。

6 登録の判定

審査判定は、審査チームの結論の妥当性および審査プロセスの適切性等をレビューし、以下の適合性確認結果に基づき登録の可否を判定する。(維持審査および更新審査も同様)

登録の判定は審査終了後もしくは是正があった場合は正処置報告書の受領後の3週間以内に行う。

(JGAPにおける登録の判定は、審査終了後から3ヶ月以内に行う)

(1) 個別審査の場合

「農場用 管理点と適合基準」

該当する必須項目に100%適合

該当する重要項目に85%適合 (JGAP 2016 の場合は95%)

(2) 団体審査の場合

「団体事務局用 管理点と適合基準」

該当する項目に100%適合

「農場用 管理点と適合基準」

該当する必須項目に100%適合

該当する重要項目に85%適合 (JGAP2016 の場合は95%)

7 登録

登録可と判定した受審農場・団体を登録するとともに、原則登録日から2年後の応当日の前日を有効期限とした認証書を受審農場・団体に対し発行する。

8 登録情報等の公表

JQA は登録農場・団体の登録情報(認証書等に記載されている登録内容)その他必要な情報(以下「登録情報等」という)を下記機関へ提供する。各機関は必要な情報をそのホームページに公表する。

機関	規格	ホームページ URL
JAB	JGAP、ASIAGAP	http://www.jab.or.jp
日本 GAP 協会	JGAP、ASIAGAP	http://jgap.jp

9 維持審査・更新審査

9.1 登録農場・団体が、継続して当該規格要求事項に適合しているか否かの確認のため、別途定めた工数により維持審査および更新審査を下表に従い実施する。

規格	維持審査	更新審査
JGAP	年1回 (初回/更新認証日から1年6か月までの期間)	原則2年毎 (有効期限の6か月前から実施可能)
ASIAGAP	年1回 (初回/更新認証日より9か月から、 初回/更新審査日より15か月までの期間)	原則2年毎 (有効期限の5か月前から実施可能)

9.1.1 維持審査および更新審査の審査日程は、原則として1ヶ月前までに調整し決定する。

9.1.2 登録農場・団体が第5.1項に定める事項の一つにでも該当する場合は、審査実施を一時延期することができる。

9.2 維持審査

9.2.1 維持審査は、初回審査または前回の更新審査から次回の更新審査までの間、登録農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができてきているかを評価する。維持審査では、審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に存在中であることを必須とする。

JQA は、食品安全リスクの高いプロセスおよび農場・団体にとって重要と認められるプロセスについて現場で確認する。

9.2.2 維持審査の結果、登録農場・団体が第6項のレビューに基づき適合性が確認された場合は、登録を継続する。

9.3 更新審査

- 9.3.1 更新審査は、前回の維持審査から今回の更新審査までの間、登録農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができてきているかを評価するとともに、認証の有効期間内の活動を総合的に評価する。更新審査では、審査申込書に記載のある農産物のうち、1種類以上の品目が審査時に存在中であることを ASIAGAP では必須とし、JGAP では原則とする。
- 9.3.2 更新審査の結果、有効期限までに6項のレビューに基づき適合性が確認された場合は、登録を更新し、更新された認証書等を発行する。認証書等の有効期限は、原則旧認証書等の有効期限の2年後の応当日とする。
- 9.3.3 登録農場・団体は更新された認証書等を入手した時点で、農場・団体内や第三者から旧認証書等の内容が、現在も有効であるとの誤解を招かない措置（廃棄処分等）を行う。

9.4 不適合事項への対応

- 9.4.1 不適合事項が検出された場合、登録農場・団体は是正処置報告書を審査終了日から4週間以内に提出し、JQAの同意を得る。
ただし、以下の場合には是正処置の内容を現地で確認するため追加審査を実施する。
 - (1) 審査員より「是正の現地確認必要」の意見があり、JQAがその必要があると判断した場合。
 - (2) 審査結果で必須項目への適合率が70%以下の場合。
- 9.4.2 JQAは、次回審査時に是正処置の実施状況を確認する。
- 9.4.3 維持審査および更新審査において、重大な不適合事項が検出された場合、登録農場・団体はその是正処置報告書を原則30日以内に提出する。JQAは是正処置の内容を確認するために特別審査を行い、登録継続の可否の判定を行う。特別審査の結果、第12項に基づき登録の一時停止を行う場合がある。

10 変更審査・移行審査等

- 10.1 登録後、認証書等に記載されている登録内容に変更（適用規格の変更、品目の変更、農場の変更、農場・団体名称・所在地等の変更等）があった場合、または業務内容の大幅な変更あった場合には、登録農場・団体は「登録内容変更申込書」を遅滞なく提出し、JQAは第1項を準用して受理の手続きを行う。
- 10.2 申込みを受理した場合、JQAは総合規則に基づき、変更された事項について認証の基準を満たす運営ができていないことの確認を行う。JQAは確認のため変更審査・移行審査を行うことがある。登録農場・団体が第5.1項に定める事項の一つにでも該当する場合は、JQAは審査の実施を一時延期することができる。
- 10.3 変更審査・移行審査は以下に従い行う。
 - 10.3.1 変更審査・移行審査は維持審査、更新審査等と併せて実施することができる。なお、単独で実施する場合は原則1ヶ月前までに審査日程を調整し決定する。また、移行審査については、認定機関等が定めた移行期限内に移行が完了しない場合、登録は無効となる。なお、移行審査は日本GAP協会が定めた申込期限の90日後までに実施する。
 - 10.3.2 事前に準備状況を確認し、審査を実施するか否かを決定する。
 - 10.3.3 書面による確認、または審査判定において登録内容の変更を可と判定した場合は、変更した認証書を発行する。
 - 10.3.4 登録農場・団体は変更された認証書等を入手した時点で、組織内や第三者から旧認証書等の内容が、現在も有効であるとの誤解を招かない措置（廃棄処分等）を行う。
 - 10.3.5 軽微な不適合事項または重大な不適合事項が検出された場合は、第5.6項に基づき手続きを行う。

11 非通知審査（ASIAGAPのみ該当）

- 11.1 登録農場・団体は、維持審査および更新審査の際、8年に1回は非通知審査を実施しなくてはならない。
- 11.2 JQAは、登録農場・団体に非通知審査について説明し、登録農場・団体は非通知審査を実施することに合意する。
- 11.3 JQAは、非通知審査の実施に合意した登録農場・団体に対し、審査可能期間の中で非通知審査の対応不可日を事前に確認する。（他団体による二者監査等への対応、責任者など主要な従業員が不在、審査時に圃場に対象品目が存在しない、農場における土日・祝日以外の休日など）
- 11.4 JQAは、審査対応不可日を鑑み審査日を決定するが、非通知審査の実施前に審査日を登録農場・団体に

通知しない。登録農場・団体は、非通知審査を受け入れることができない正当な理由がある場合、非通知審査の実施時期を1回のみ変更することができる。(責任者の入院(病欠)、他団体による非通知審査、緊急事態の発令、交通機関の麻痺などの突発的な事由)

- 11.5 非通知審査の実施にあたり、登録農場・団体は前回審査の適用範囲に変更がない場合、審査申込書を提出する必要はなく、JQAは前回審査の結果を考慮して審査計画を立案する。審査計画は事前に登録農場・団体に通知しない。

12 登録の一時停止および解除

- 12.1 登録農場・団体において付則第2項に定める事項の一つにでも該当する場合、JQAは審査判定を行い、期限を定めて登録農場・団体の登録を一時停止することができる。また、以下の場合、JQAは登録を一時停止し、是正処置を講じるよう勧告する。この場合は正期限は原則として4週間とする。JQAは登録の一時停止を判断するために臨時審査を実施することができる。

- (1) 農場・団体のルール違反の指摘が発生しているにもかかわらず、登録農場・団体が適切な是正処置を取る意思がない場合、または3か月以上放置されていることが確認された場合。
- (2) 団体認証において、内部監査の結果、所属する農場に必須項目の不適合が発見されているにもかかわらず、登録農場・団体が適切な是正処置を取る意思がない場合、その農場を団体から除名しない場合、または3か月以上放置されていることが確認された場合。
- (3) 登録農場・団体が、審査・認証に関する規定の料金を支払わない場合。
- (4) その他、農場・団体が、GAPの認証にふさわしくない行為を行ったと判断された場合。

- 12.2 登録農場・団体の登録の一時停止を行った場合、登録農場・団体は認証書等をJQAに一時返却し、GAP認証農場マークおよび認定機関等のマークの使用を停止する。

12.3 登録の一時停止の解除

登録農場・団体より書面にて登録の一時停止解除の申し出があった場合、JQAは必要に応じて特別審査を実施し、登録の一時停止の事由となった不適合事項等(以下「一時停止事由」という)が是正されているか否かを確認し、審査判定を行い解除の可否を判定する。

- 12.4 審査判定において登録の一時停止解除が相当と判定した場合は、JQAは登録農場・団体に登録の一時停止の解除を通知し、一時回収していた認証書等を再交付するとともに登録状況の公表を行う。

13 登録の取消し、登録活動範囲の縮小、および登録の取下げ

- 13.1 登録農場・団体において付則第3項に定める事項の一つにでも該当する場合、JQAは審査判定において登録農場・団体の登録を取り消す、または登録活動範囲を縮小することができる。登録の取消しを行った場合、JQAは是正勧告をせずに登録を即時に取り消すことができる。JQAは登録の取消しを判断するために臨時審査を実施することができる。

- (1) 登録農場・団体が会社更生、破産、民事再生等の申立てを受け、または、自らその申立てをしたとき、手形の不渡り処分、公租公課の滞納処分、または、差押等の強制執行を受けたとき、もしくはそれに準ずる事由の発生した場合。
- (2) 審査を担当した審査員と農場・団体との間に不適切な関係(利益相反関係等)があることが判明し、審査結果が信頼できないと判断された場合。
- (3) JQAが適切に次回の審査申込みを促したにもかかわらず、登録農場・団体から審査の申込みまたは意思表示がなく(他の認証機関に認証が移転された場合は除く)、定められた審査のタイミングまでに審査が実施できなかった場合。JQAの判断により、有効期限が切れる前に臨時審査を行う場合もある。有効期限を過ぎている場合には、登録の取消しとなる。
- (4) 臨時審査を拒み続けている場合

- 13.2 登録農場・団体は、書面にてJQAに通知することにより、登録の取下げを行うことができる。

- 13.3 登録の取消しおよび登録の取下げに該当した登録農場・団体は、認証書等をJQAに返却し、GAP認証農場マークおよび認定機関等のマークの使用を速やかに中止する。

- 13.4 登録活動範囲の縮小に該当した登録農場・団体は、登録を公表している場合、速やかに縮小された登録活動範囲での公表に変更する。

- 13.5 登録を取り消された農場・団体は、取消しの日から5年間、新規の認証を申請することはできない。

14 臨時審査

- 14.1 JQA は、登録農場・団体に対する認証に関する著しい信頼性欠落に係る苦情や情報をもとに、当該農場・団体に対して臨時の審査を実施することができる。臨時審査は、当該農場・団体へ訪問して実施する。
- 14.2 JQA は、臨時審査の審査日について 48 時間（2 営業日）以内に通知を行う。健康上の理由等の正当な理由がある場合、農場・団体は臨時審査を拒否することができる。その場合 JQA は速やかに別の審査日を設定する。
- 14.3 臨時審査は、第 14.1 項の GAP 認証に関する著しい信頼性欠落に係る苦情や情報に関する GAP 基準文書の該当部分を確認する。ただし、作業実態を確認しなければ信頼性が審査できない場合には、審査のタイミングを考慮する。臨時審査の費用は農場・団体が負担する。

15 特別審査

- 15.1 登録農場・団体から以下の事項に該当する場合、およびその他必要に応じて特別審査を実施する。
 - (1) 登録農場・団体より登録の一時停止解除の申し出があった場合。
 - (2) 審査における重大な不適合の是正処置結果を審査する場合。
- 15.2 JQA は、特別審査とその他の審査（第9項、第10項）を同時に行う場合がある。

16 苦情・異議申立て

- 16.1 受審・登録農場・団体は、審査登録に係る判定結果等、JQA が行う審査登録およびその決定に対して不服がある場合は、苦情または異議申立てを行うことができる。
- 16.2 苦情または異議申立ては、その事由が発生した日より 45 日以内に文書により行うことができる。
- 16.3 JQA は、必要な調査を行い、申立ての受理日より原則 1 ヶ月以内に調査結果を文書により回答する。
- 16.4 第 16.3 項による調査結果に対して更に不服のある場合、受審・登録農場・団体は、改めて審議を要請することができる。JQA は、申立てを審査するための委員会等を設置し、この要請を受理した日から 3 ヶ月以内に審議結果を文書により回答する。

17 認定機関等の立会いおよび書類等の閲覧等

- 17.1 受審・登録農場・団体は、認定機関等が JQA の認定を継続する目的等のため、受審・登録農場・団体の各審査への立会い、または受審・登録農場・団体の審査登録に関する書類、記録等の閲覧を申し出た場合は、これらの申し出に同意する。
- 17.2 受審・登録農場・団体は、この他にも認定機関等が認定活動のための協力等を申し出た場合は、認定機関等が正当と認める理由がある場合を除きこの申し出に同意する。
- 17.3 JQA は、総合規則に基づき下記の事項について日本 GAP 協会に報告する。また、これらの記録について認定機関等が閲覧することがある。
 - (1) 審査申込書、審査報告書および認証書の内容
 - (2) 認証された農場・団体の登録内容
 - (3) 非通知審査・臨時審査の内容
 - (4) 食品安全に関する重大な不適合、重大な食品安全法違反およびすべての商品回収および起訴の内容
 - (5) この他総合規則で定められた日本 GAP 協会への報告事項

18 調査の依頼、受審・登録農場・団体からの報告

- 18.1 第三者から、受審・登録農場・団体の農業生産工程管理に係ると主張する苦情等があった場合、受審・登録農場・団体に対し、調査依頼を行うことができる。
- 18.2 受審・登録農場・団体は、JQA の依頼に対し、関連する情報の提供等、適切な回答を行う。
- 18.3 受審・登録農場・団体に第 5.1 項に定める事項もしくは法的地位の変更等マネジメントシステムの能力に影響を与える事項があった場合または受審・登録農場・団体が会社更生法、民事再生法、特定調停法もしくはその他類似の法の適用手続きに入った場合、受審・登録農場・団体は JQA に速やかに通知する。
- 18.4 受審・登録農場・団体は、食品安全に関する重大な不適合、重大な食品安全法違反およびすべての商品回収および起訴について JQA に報告する。

19 審査料金等

- 19.1 JQA は「JGAP/ASIA GAP 認証料金表」の最新版（以下「料金表」という）に基づく審査関連手数料、登録関連手数料等（以下「審査料金等」という）を、それぞれ所定の時期に請求し、受審・登録農場・団体は請求書発行日より1ヶ月以内に請求書に記した支払方法にて支払う。なお、JQA は一度受領した審査料金等は返却しない。
- 19.2 JQA は、認証された農場・団体に対し、日本 GAP 協会が定める GAP 認証農場・団体登録料を請求する。
- 19.3 料金表の改定を行った場合は、その発効日とともに速やかに受審・登録農場・団体に通知する。
- 19.4 第19.1項に定める支払いが、その期限までに所定の方法にて行われなかった場合は、受審・登録農場・団体のそれ以降の審査を行わないことがある。また、その場合、所定の手続きを経て登録申込みの受理の取消し、登録の一時停止、または登録の取消しを行うことができる。
- 19.5 第19.1項に定める支払いをその期限までに所定の方法にて行わなかった、または会社更生法、民事再生法、特定調停法もしくはその他類似の法の適用手続きに入った受審・登録農場・団体に対し、審査料金等を前受金にて請求することができる。

20 他認証機関からの登録の切替え

- 20.1 他認証機関にて登録されている農場・団体が有効期限内に JQA に登録の切替えを希望する場合、JQA は第5.1項に定める初回審査を行う。ただし、この場合において、当該農場・団体の希望があれば、JQA は、第9.3項に定める更新審査を行うことができる。
- 20.2 登録の切替えを希望する農場・団体は、JQA に申し込みをする前に、登録の切替え前の認証機関に対し認証を継続しない旨を通知する。
- 20.3 登録の切替えを希望する農場・団体は、JQA に登録の切替え前の認証機関が発行した認証書、不適合項目一覧および審査報告書類一式の写しを提出する。また、JQA から他認証機関への登録の切替えを希望する登録農場・団体は、JQA に登録を継続しない旨を通知し、当該記録を登録の切替え先となる他認証機関に提出する。
- 20.4 農場・団体は、同時に複数の認証機関から審査を受け、認証を得てはならない。

21 規則の改訂等

- 21.1 JQA は、本規則を適宜変更することがあり、その際は、速やかにその内容と JQA が定めた発効日を JQA のホームページ (<http://www.jqa.jp>) に掲載することにより受審・登録農場・団体に通知する。
- 21.2 本規則の定めが、認証登録契約等の定めと相違する場合は、認証登録契約等を優先する。

22 認証に係る公表

- 22.1 登録農場・団体は、日本 GAP 協会から許諾を受けて GAP 認証農場マークを表示・使用することができる。認証された農場・団体がマークを表示・使用する際には、日本 GAP 協会が発行するマークの表示・使用に係る基準文書に従う。
- 22.2 登録農場・団体が登録の公表を行う場合は、認証書に記載された認証範囲で公表することとし、不正確な言及、または誤解を招く、あるいは認証範囲を逸脱すると考えられる公表は行ってはならない。また、認証書を公表する場合には認証書のすべてを記載内容が判別できる大きさと公表する。また、認証書の写しを他者に提供する場合には、付属書を含む認証書のすべてを提供しなければならない。
- 22.3 JQA はマーク等の認証に係る公表の状況を確認し基準文書に反する使用や誤解を招く使用が判明した場合、マークの使用の一時停止や是正処置の依頼等の処置をとる。

付則 1 登録申込みを受理しない事由

- (1) 登録申込みにおける記載内容に虚偽の事項または事実と反する重大な事項があった場合。
- (2) 審査登録手続き中、受審農場・団体が提供した情報に虚偽の事項または事実と反する重大な事項があった場合。
- (3) 登録申込みが、JQA による技術的な対応が極めて困難なものであった場合。
- (4) 登録申込みが、受審農場・団体またはその他の第三者により誤用または悪用される恐れのある分野であった場合。
- (5) 登録申込みが、違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他 JQA の業務遂行に支障を来す行為、またはその恐れのある農場・団体等からの申込みに該当し、登録を行うことが公益または JQA の正常な業務遂行に支障を来すと JQA が判断した場合。
- (6) 受審農場・団体が活動実体のない農場・団体であった場合。
- (7) 登録申込みが本規則に従っていないものであった場合。
- (8) 受審農場・団体が銀行取引停止処分を受けた場合、会社法による会社解散や私的会社整理が開始された場合、破産法に基づく破産手続き開始の申立てを行った場合または特別清算手続きが開始された場合等。また、受審農場・団体が会社更生法、民事再生法、特定調停法またはその他類似の法の適用手続きに入った場合において受審農場・団体と JQA が別途協議し、JQA の判断により審査不能または困難とされた場合。
- (9) JQA による登録申込み受理後 1 年以上経過したにもかかわらず、相当な理由がなく受審農場・団体が第 2 項、第 5 項のいずれかに定める日程申込みを行わない場合。また、第 2 項の初回審査前の確認を行ってから 1 年以上経過したにもかかわらず、相当な理由がなくその後受審農場・団体が第 2 項、第 5 項の日程申込みを行わない場合。
- (10) 登録の申込みの受理を不適切と JQA が判断した場合。
- (11) その他受審農場・団体が認証登録契約等または本規則に違反した場合。

付則 2 登録一時停止の事由

- (1) 不適合事項に対し、所定の期限内に是正処置計画書／是正処置報告書が正当な理由なく JQA に提出されなかった場合。
- (2) 不適合事項に対し、JQA が同意した登録農場・団体の是正処置が正当な理由なく実施されていない場合。
- (3) 維持審査または更新審査を正当な理由なく定められた期間内に受審しなかった場合。
- (4) 認証書等、GAP 認証農場マークおよび認定機関等のマークの使用規定に反する使用が故意に行われていた場合。
- (5) 重大な事故、または当局の操業停止命令等により登録農場・団体のマネジメントシステムの全部または一部が機能しない状態が 2 ヶ月以上継続したか、または継続すると考えられる場合。
- (6) 登録農場・団体に適用される業法等に違反した場合。
- (7) 登録農場・団体の農業生産工程管理方法の有効性に重大な疑義が生じた場合。
- (8) 登録農場・団体が本規則に違反した場合。
- (9) 登録農場・団体が、所定の手続きを経たにもかかわらず、第 19 項に定める審査料金等を支払わなかった場合。
- (10) 登録農場・団体より書面にて登録の一時停止の申し出があった場合。
- (11) その他上記各項に準じ JQA が登録の一時停止が相当と判断した場合。

付則 3 登録取消しの事由

- (1) 登録の一時停止事由が JQA の定める期間内に解消しなかった場合。
- (2) 登録申込みにおける記載内容に虚偽の事項または事実と反する重大な事項があった場合。
- (3) 受審・登録農場・団体が JQA に提供した情報に虚偽の事項または事実と反する重大な事項があった場合。
- (4) 登録農場・団体の業務・活動において、認証登録制度の趣旨に反し、登録の結果が悪用、誤用されたり公益に反したり、もしくはその恐れがあることが判明した場合、または登録農場・団体が違法行為、公序良俗違反行為、反社会的行為その他 JQA の正常な業務遂行に支障を来す行為を行い、もしくはその恐れがあることが判明した場合等、登録の取消しが相当と JQA が判断した場合。

- (5) 登録農場・団体が銀行取引停止処分を受けた場合、会社法による会社解散や私的会社整理が開始された場合、破産法に基づく破産手続き開始の申立てを行った場合、または特別清算手続きが開始された場合等。
- (6) 登録農場・団体が認証登録契約等に違反した場合。
- (7) その他上記各項に準じ JQA が登録の取消しが相当と判断した場合。

NOTE 登録農場・団体から虚偽の情報提供や説明等があった場合、JQA は認証の判定に重大な影響を与えるかを考慮した上で、登録取消しの要否を判断する。

改訂記録

版数	改訂日 発効日	改訂概要
1	2018/12/20 2018/12/20	・ 新規制定
2	2019/8/1 2019/8/1	・ ASIAGAP の生産工程に係る名称をセクターに変更（適用範囲） ・ ASIAGAP 重要項目の適合基準を変更（第 6 項）
3	2021/ 1/ 20 2021/ 1/ 20	・ 生産工程に係る名称をセクターに統一（適用範囲） ・ ASIAGAP Ver.2.3 対応（取扱い D→BⅢ、非通知審査の要領変更）
4	2022/ 3/ 1 2022/ 3/ 1	・ ASIAGAP Ver.2.3 改定第 1 版対応（非通知審査の要領変更）
5	2023/ 5/20 2023/ 5/20	・ JGAP2022 への移行対応（認証決定の期間、穀物の範囲拡大）

一般財団法人 日本品質保証機構
マネジメントシステム部門

禁無断転載

(シ本-4000-J11)